

4月3日（水） 法務委員会 質問通告

衆議院議員 階 猛

1. 被害者法律援助制度の国費化に関する立法提言について【資料1】

（1）日本弁護士連合会が法テラスに委託して実施している被害者法律援助事業について、国費で賄える制度を創設すべきではないか。（法務大臣）

（2）犯罪被害者は、損害賠償命令申立事件を受任した弁護士に、被害者法律援助事業で行なっている被害届提出などの対応、折衝等をしてもらい、その弁護士が費用や報酬を法テラスに支払いを求める運用ができないのか。（法務大臣）

2. 平成22年施行・時効撤廃法の附帯決議の対応等について【資料2・3】

（1）人を死亡させた犯罪以外の犯罪の公訴時効期間の延長など公訴時効の検討状況について。（法務大臣）

（2）時効撤廃法施行による効果について、法務省として検証すべきではないか。（法務大臣）

（3）捜査力の一層の向上、捜査機関の人的・物的体制の整備についての取り組み状況について（法務省）

3. 法曹養成制度の中間とりまとめについて

(1) 「法曹養成制度の中間とりまとめ」において、新しい合格者数の目標数値が記載されていないが、具体的に設定すべきではないか。(法務大臣)

(2) 「法曹養成制度の中間とりまとめ」において、法科大学院修了者の7割から8割の合格率を目指すとしているが、これが新たな合格者数の目標数値となり得るのか。(法務大臣)

以 上

平成 25 年 4 月 3 日(水)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛

*出典

・資料1 法務省資料

「日本司法支援センター業務方法書(抄)」

・資料2 法務省資料

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」

・資料3 法務省資料

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
要旨」(附帯決議)

○ 日本司法支援センター業務方法書（抄）
（平成18年5月25日法務大臣認可）

（目的）

第1条 この業務方法書は、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第34条第1項の規定及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号。以下「震災特例法」という。）に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（立替費用）

第11条 センターが、援助を行う案件（以下「援助案件」という。）について立て替える費用（以下「立替費用」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 代理援助又は書類作成援助に係る報酬
- 二 代理援助又は書類作成援助に係る実費
- 三 保証金
- 四 その他附帯援助に要する費用

2 前項第1号に掲げる代理援助に係る報酬については、着手金と報酬金をその内容とする。

（報酬及び実費の立替基準）

第12条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる報酬及び実費の立替えは、次の各号に掲げる事項を踏まえて別表3に定める基準（以下「立替基準」という。）による。

- 一 被援助者に著しい負担になるようなものでないこと。
- 二 適正な法律事務の提供を確保することが困難となるようなものでないこと。
- 三 援助案件の特性や難易を考慮したものであること。

1. 代理援助立替基準

[illegible]

(C12)

- [illegible]

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

○法整備の検討経緯

- ◇ 公訴時効については、近時、被害者の遺族を中心として、殺人等の凶悪・重大犯罪について、見直しを求める声が高まっており、この種事犯には、公訴時効制度の趣旨が妥当しなくなっているのではないかと、などの指摘あり。
- ◇ 事案の真相を明らかにし、刑事責任を追及する機会をより広く確保する方向で、見直す必要

○公訴時効制度とは、法律の定める一定期間が経過することによって、公訴権が消滅する制度

○現行の公訴時効制度の趣旨

- ① 時間の経過による有罪・無罪の証拠の散逸
- ② 時間の経過による被害者及び社会の処罰要求の希薄化
- ③ 一定期間訴追されていないという事実状態の尊重

○現行の公訴時効期間

死刑に当たる罪	25年
無期の懲役又は禁錮に当たる罪	15年
長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	10年

提出予定法律案の内容

- ① 人を死亡させた犯罪の公訴時効の改正
人を死亡させた犯罪のうち、
 - 死刑に当たる罪の時効を廃止し、
 - 懲役又は禁錮に当たる罪の公訴時効期間をおおむね現行の2倍とする。
- ② 現に時効が進行中の事件の取扱い
①の公訴時効に関する法整備について、現に時効が進行中の事件についても適用する。
- ③ 刑の時効見直しの具体的在り方
最も重い刑が科された場合の刑の時効期間が公訴時効期間よりも短くならないよう、
 - 死刑について刑の時効を廃止し、
 - 無期の懲役又は禁錮並びに10年以上の懲役又は禁錮の刑の時効期間を延長する。

※ 刑の時効とは、刑を言い渡す判決が確定した後、刑が執行されないまま一定の期間が経過したときには刑の執行を免除する制度

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を65人増加すること。
- 二 判事補の員数を20人減少すること。
- 三 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

○国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に基づくものに限らず、刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」とされている条約の定義を「日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約」とするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）（参議院送付）要旨

本案は、公訴時効制度について、近時、被害者の遺族等を中心として、殺人等の人を死亡させた犯罪について見直しを求める声が高まっていること等を契機として、これらの犯罪については、より長期間にわたって刑事責任を追及することができるようになるべきであるという意識が、国民の間で広く共有されるようになっているものと考えられること等の諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の範囲を確保するため、所要の法整備を行うおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 人を死亡させた罪の公訴時効の改正
 - 1 人を死亡させた罪であって死刑に当たたるものについては、公訴時効の対象から除外すること（現行25年）。
 - 2 人を死亡させた罪であって次の刑に当たたるものについては、公訴時効期間をそれぞれ次のとおりとすること。
 - （一）無期の懲役・禁錮に当たたる罪については30年（現行15年）

- （三）（一）及び（二）に掲げる罪以外の懲役・禁錮に当たたる罪については10年（現行おおむね5年）

- 3 改正規定の施行前に犯した罪であって施行の際公訴時効が完成していないものについても適用するものとすること。

二 刑の時効の改正

- 1 死刑の言渡しを受けた者は、刑の時効の対象から除外するものとする（現行30年）。
- 2 無期又は10年以上の有期の懲役・禁錮の刑の時効期間を次のとおりとすること。

- （一）無期の懲役・禁錮については30年（現行20年）
- （二）10年以上の有期の懲役・禁錮については20年（現行15年）

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。（附決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪発生から長期間が経過した事件においては、時間の経過による影響を十分に踏まえ、被告人の防禦の機会が適切に保障されるよう引き続き配慮しつつ、事案の真相が解明されるよう努めること。

- 二 犯人を検挙し、事案の真相を明らかにすることが犯罪被害者等を含めた国民の切なる要望であることにかんがみ、犯人の早期検挙のため、初動捜査を始めとする捜査態勢の充実・強化を図りつつ、捜査技術の開発向上等に努めることにより、捜査力をより一層向上させること。

- 三 捜査資源の適正な配分に配慮した柔軟な捜査態勢や、事案の真相解明に資する証拠品及び捜査資料の適正な保管に努めるなど、捜査機関の人的・物的体制の整備に必要な措置を講ずること。

- 四 性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。

- 五 医療事故に対する刑事責任の追及に当たっては、医療行為が患者の生命、身体に一定の危険を及ぼす可能性を内包していることにかんがみ、これに十分配慮した適切な運用に努めるとともに、その原因究明の在り方について検討すること。